

RDA における副出記入の機能の継承

古川 肇

はじめに

旧来の目録における副出記入は、基本記入の欠点を補い利用者に多様な検索の道を提供するための不可欠な存在であった（以下、「副出記入標目」、「基本記入標目」とよぶべき場合も「副出記入」、「基本記入」で統一する）。RDA において、両者のうち基本記入の方は、著作に対する典拠形アクセス・ポイント（以下「AAP」（英語形の略））中に、優先タイトルの前置要素として誰の目にも存続していることが明らかである。他方、副出記入は RDA のどこにどのように姿を変えて存在するのだろうか。既存の目録規則の副出記入作成に関する規定（以下「副出規定」と略）を尊重し忠実に適用してきた図書館であれば、これは利用者に対するサービスの維持に関わる看過できない疑問である。

本稿はこの疑問を解こうと執筆したもので、解明し終えたとの自覚から遠い中間報告の域にとどまっているが、RDA の理解や適用、さらに批判にとって副出記入という視角は重要である、との思いから一先ず発表する。素材には既存の目録規則として *Anglo-American Cataloguing Rules, second edition, 2002 revision*（以下「AACR2」）を選び、その副出規定と RDA とを突合した結果について記すこととした。

なお、AACR2 中の員数に関わる副出規定（例えば「4人以上ならば、最初に表示されている者の下に副出記入を作成する。」（21.25B））は取り上げない。なぜならば、RDA は記述の領域で複数の名称を含む責任表示について全員を記録するよう規定している（2.4.1.5）ばかりか、AAP に関しても員数の多寡を考慮しないと察せられるからである（19.21.3 のある例示には 11 人に対する AAP を挙げている）。また、AACR2 の法律関係出版物と宗教関係出版物を対象とする「特別規則」（Special Rules 21.31-21.39）における副出記入には触れなかった。

訳語は、AACR2 にのみ現れる用語、およびそれと RDA の双方に現れる用語については、AACR2 日本語版に拠ったが一部変更した。RDA における creator には、館界の一部で使用されている「作成者」ではなく「創作者」を当てた。

I. 概観

AACR2 における個々の副出規定と対応するもの (counterpart) を、具体的に RDA 中に探った明細については、次章で述べる。本章ではそれに先立って概括的な対照結果を記しておく。いわば大まかな結論を先に記して、次章を読み進めるための見通しを提示する次第である。

1. AACR2 における副出規定

まず AACR2 の副出規定のほとんどは、その第 21 章に存在する¹⁾。この章は大別して、①本体部分に先立つ通則的規定(21.0-21.3)、②本体部分(21.4-21.28)、③本体部分の補足的規定(21.29-21.30)の3部分に分かれ、それらのうち本体部分は以下のように構成されている。

- [1] 1 個人または 1 団体が責任を有する著作 (21.4)
- [2] 著者が不明もしくは不確定な著作、または名称がないグループによる著作 (21.5)
- [3] 責任性が分担されている著作 (21.6)
- [4] 合集および編者の指揮のもとに作成された著作 (21.7)
- [5] 責任性の混合した著作 (21.8-21.27 21.8 は通則)
 - [5.1] 他の著作を改変した著作 (21.9-21.23 21.9 は通則)
 - [5.1.1] テキストの改変 (21.10-21.15)
 - [5.1.2] 美術作品 (21.16-21.17)
 - [5.1.3] 音楽作品 (21.18-21.22)
 - [5.1.4] 録音物 (21.23)
 - [5.2] 新しい著作における責任性の混合 (21.24-21.27)
- [6] 関連著作 (21.28)

また、AACR2 の副出規定には 2 種の型がある。“Make an added entry under the heading for...” という語句で始まるもの(以下「A 型」)と、“Make a name-title added entry for ...” という語句で始まるもの(以下「N 型」)とである。

2. RDA における規定・例示・関連指示子

他方、RDA にあつては AACR2 における副出規定に対応する箇所は、すべて後半の関連の部(第 17-37 章)における、①特定の章における規定、②個別規定の例示群(しばしば見出し[例えば「著作の創造に責任を有する 1 個人」。以下、これを「カテゴリー」とよぶ]によって区分されている。付表 1 を参照)、および③付録中の関連指示子である。我々はこれらにおいて多くは暗示的に示される指示を読み取る必要に迫られるのである。なお、RDA のセクション以下条項までの表題には、忠実に訳すと分かりにくいものがあり、その場合は意識したので、同定は章番号や条項番号に拠られたい。

これらの 3 部分をさらに具体的に書き出すと次の箇所である。ただし、暗示的指示はこれらに尽きることなく、後述のように他の部分に示されている場合もある。なお、付表 1 から 4 (文末) は、筆者が RDA の一部を翻訳、編集したものである。

①規定

[a] 第 17 章「資料に関する主要な関連」

②例示群

[b1] 第 19 章「著作と個人・家族・団体との関連」の、「19.2.1.3 創作者の記録」における例示（付表 1 を参照）

[b2] 同上章の「19.3.1.3 非創作者の記録」における例示

[c] 第 20 章「表現形と個人・家族・団体との関連」の、20.2.1.3「寄与者の記録」における例示（寄与者 contributor とは表現形の形成に寄与する個人・家族・団体）（付表 1 を参照）

[d] 第 25 章「著作間の関連」の、25.1.1.3「著作間の関連の記録」における例示

③関連指示子

[e1] 付録 I.2.1「著作と関連を有する創作者のための関連指示子」（付表 2 を参照）

[e2] 付録 I.2.2「著作と関連を有する非創作者のための関連指示子」（付表 3 を参照）

[e3] 付録 I.3.1「表現形と関連を有する寄与者のための関連指示子」（付表 4 を参照）

[f] 付録 J.2「著作間の関連のための関連指示子」（派生の関連、参考の関連、上位・下位の関連、付属の関連、連続の関連に細分されている。）

さて、カタログは一般に以下の二つのどちらかの作業により、副出記入と等しい効果を目録にもたすことができる（なお[e1]から[e3]までは AACR2 21.0D の機能指示 (designations of function) を展開したものといえる）。

①優先タイトルを核とする著作または表現形に関する記録を作成し、それと個人・家族・団体に対する AAP を関連付け、さらに AAP にその役割を示す関連指示子を付加することによって関連を表現する。その際、上掲のうち[b1][b2][c] の例示と[e1][e2][e3]の関連指示子を参考とし使用する。表現の効果は A 型に対応する。

②ある著作と別の著作を関連付け、著作間の関連の種類を示す関連指示子を付加することによって関連を表現する。その際、上掲のうち[d]と[f]の例示や関連指示子を参考とし使用する。表現の効果は N 型に対応する。

なお、関連指示子には、「付録に列挙されている用語が不適切、不十分であれば、関連の性質を示す別の簡略な用語を使う。」という指針が伴っていて、カタログによる追加を許容している。

II. AACR2 第 21 章の副出規定と、RDA の規定・例示・関連指示子との対比

前章に提示した概観を受けて、本章では先ず AACR2 第 21 章本体部分における具体的な副出規定を、次いで本体部分の前後における一般的なあるいは補足的なそれを、条項別に RDA と突合してゆく。

1. 1 個人または 1 団体が責任を有する著作 (21.4)

a. 誤ってまたは故意に、ある個人もしくは団体の作とされている著作 (21.4C)

無名な人の著作が有名な人の著作に帰せられる傾向は、洋の東西を問わず顕著な現象である。また創作上の都合などから他人を装って著わす人もいる。AACR2 では、これらの著作は真実の著者を基本記入とし、著者とみなされて来た個人または団体に対する標目の下に副出記入を作成する。

前章で RDA の「暗示的指示はこれらに尽きることなく、後述のように他の箇所に示されている場合もある。」と述べたが、AACR2 21.4 の副出規定に対応する例示は、正に RDA の他の箇所に見つけにくい体裁で掲載されている。即ち、著作に対する異形アクセス・ポイントについて規定した、6.27.4.1 の例示群中に位置する“*Aristotle. Liber de causis*”である。付されているコメントによると、著者不明の著作が中世にアリストテレスに帰されていたということである。「おわりに」を参照。

b. 国の元首などの高官、教皇などの教会首脳による著作 (21.4D)

AACR2 では、高官・首脳等による公式通達は、役職名の下に基本記入を作成し、当該人物の個人標目の下に副出記入を作成する。RDA では 19.2.1.3 中に次のような例示がある。特定個人の役職名と姓名を、公式通達の記録とともに関連付けるわけである。

21.4D にはこの他に、公式通達のいくつかの変型的な著作に対する 4 つの副出規定があるが、著作の希少さに免じて省略させていただく。

United States. President (1993-2001 : Clinton)

Clinton, Bill, 1946-

Authorized access points representing the official and the person issuing the communication for: Additional steps with the continuing human rights and humanitarian crisis in Kosovo. [...] An official communication of President Bill Clinton

2. 著者が不明もしくは不確定な著作、または名称がないグループによる著作 (21.5)

AACR2 では、タイトルの下に基本記入を作成せざるを得ない、個人著者が不明または不確定な著作や名称を欠く団体による著作については、一部の情報源で著者に帰されている個人や団体があれば、その下に副出記入を作成する。逆に推定著者を基本記入とした場合は、タイトルの下と推定著者が他にもいればその下とに、副出記入を作成する。

RDA でこれらの副出記入に対応するものは、すべて異形アクセス・ポイントであると考えられる。即ち、典拠形アクセス・ポイントに含めた推定著者以外の推定著者に対する AAP + 優先タイトルの結合形か、優先タイトルのみ単独形が、副出記入の役割を果たすと思われる。

3. 責任性が分担されている著作 (21.6)

AACR2 のこの箇条には副出規定が 7 つもあるが、5 つは員数に関わる規定であり、残りは次項で扱う 21.7 に属するとみなされる。

RDA は関連の内容が個人・家族・団体間で等価であれば、員数もそれらの間の順序もレイアウト等の差異も問わない方針に立つと考えられるので、本稿の対比作業の範囲に含めない。

4. 合集および編者の指揮のもとに作成された著作 (21.7)

AACR2 のこの箇条の副出規定 6 つも、すべて員数に関わる規定なので取り上げない。

そもそも合集 (collections) と編者の指揮のもとに作成された著作は、RDA において、6.27.1.4 の例示を見る限り **compilation** に統合されたと読み取られる。筆者はこれがかつて「編纂資料」と訳したことがあるが、次に述べる編纂者と紛らわしいので、最近は国立国会図書館書誌部の訳に従って「著作の集合」としている。

また、AACR2 は著作の集合を形成する主体を編者 (editor) または編纂者 (compiler) とよんでいたが、RDA は主体を指す語を編者に限定し次のように定義している。「1 またはそれ以上の創作者による著作や著作の部分の内容を改訂したり明確化したり、それらを選択し集めて編成することによって、著作の表現形に寄与する個人・家族・団体。」他方、編纂者の定義は以下のとおりであって、創作者の一種としている (付表 2 を参照)。「データや情報などの選択、編成、収集、編集によって、新たな著作 (例えば、書誌、名簿) を作成することに、責任を有する個人・家族・団体。」

ここで注意を要するのは、編者が関連指示子としては、表現形と関連を有する個人・家族・団体 (寄与者) に位置付けられていることである (付表 4 を参照)。直接に著作の集合と関連を有するとはされていない。著作の集合の表現形とリンクさせることになる。

なお、著作の集合に関連して、RDA 内の以下の二つの規定は、相互に矛盾すると思われる。即ち、①「6.27.1.4 異なる個人・家族・団体による著作の集合」における、「著作が異なる個人・家族・団体による著作の集合である場合は、その著作の集合の優先タイトルを使用し、著作を表す典拠形アクセス・ポイントを構築する。」という規定と、②「19.2.1.1 [創作者の記録の] 範囲」における、「著作の集合の内容の選択、配置、編集が、事実上新しい著作の創造をもたらしている場合は、著作の集合の編集に責任を有する個人・家族・団体を、その創作者とみなす。」という規定とである。後者は前者にない例外を認めている。

5. 責任の混合した著作

5.1 他の著作を改変した著作

責任の混合が時間の経過の中で生じた著作である。RDA を適用する場合は、改変の程度が著しいものは原著と対等の別著作として、25.1.1.3 における例示や付録 J.2 を参照あるいは

は使用し、そうでなければ原著の 1 表現形として第 17 章の規定に従う。

5.1.1 テキストの改変

a. テキストの翻案(21.10)

AACR2 では、翻案者に対する標目の下に基本記入を作成し、原著に対して N 型の副出記入を作成する。

RDA では、翻案の記録中に原著との関連を、第 25 章に例示はないが後述の「5.1.2a 美術作品の改作」と同じく、“*Adaptation of*: [原著作に関する AAP]” と表現すると思われる。また付録 J.2 には原著・翻案間の関連指示子がある。だが、後者は、原著を所蔵しそのデータが目録中に存在していることが前提である。AACR2 の N 型の副出記入にそのような制約はない。RDA による目録を使って所蔵の有無を問わず原著者から検索する利用者(少なくないと思われる)のために、非所蔵の場合にも可能なアクセスの手段について「おわりに」で述べる。

b. 挿図入りテキスト(21.11)

AACR2 では、限定条件のもとに挿図画家を副出する。また挿図でありながらそれを独立させた「別個に刊行された挿図」(21.11B) というやや特異な著作については、やはり限定付きで逆にテキストの著作やその著作者に対する標目の下に副出記入を作成する。

RDA では、20.2.1.3 における例示のカテゴリーに「挿図画家」があり、25.1.1.3 に“*Illustrations for*: [原著者・原著作に関する AAP]” という例示があり、付録 J.2 の付属の関連のさらに下位の「添付」のカテゴリーがある。これらにより挿図と原著作が関連付けられる。しかし、別個に刊行された挿図への、特定著作者からの検索に対処する方法は、筆者には不明である。

c. テキストの改訂(21.12)

次々と著者が交代して長く刊行され続ける著作の場合、原著の内容がグラデーションの状態に変化する事情から、原著者と改訂者がどこで主役を交代するかは、なかなか決め難い。AACR2 は情報源での責任表示等の表現 (wording) を根拠としながらも、1988 年のバージョンで規定を大きく変更したほどである²⁾。

RDA では、原著の版とみなされる間は表現形として第 17 章に従い、原著との差異が一線を越えた場合に、原著作と対等の別著作として位置付けられる。その場合に両者を結び付ける関連指示子は、挙げられていないように見受ける。

d. 注釈付きで刊行されたテキスト(21.13)

AACR2 では、「注釈が強調されている場合」は、テキストに対して適切な標目の下に副出記入を作成し、「著作の版の一つであることが強調されている場合」は、注釈に対して適切な標目の下に副出記入を作成する。

RDA では、注釈が主である場合は原著から独立した別の著作とみなして、例えばその記録中に原著との関連を“*Commentary in*: [原著作に関する AAP]” (25.1.1.3 例示) のように表現する。また関連指示子が、付録 J.2 の派生の関連の一つとして挙げられている。注

積が従である場合は原著の表現形として第 17 章に従う。関連指示子は「注釈補足著作者 *writer of added commentary*」である（付表 4 を参照）。

e. 翻訳(21.14)

AACR2 では限定条件のもとに訳者を副出するが、RDA では翻訳を原著の表現形と位置付け第 17 章に従い、訳者をそれと結び付ける。関連指示子は「訳者」である（付表 4 を参照。現代語への訳者も含まれる）。

f. 伝記的・批評的資料とともに刊行されたテキスト(21.15)

AACR2 でテキストと伝記的・批評的資料が共存する著作は、主情報源の表示によって一方が副出記入となる。RDA 中に伝記的・批評的資料という著作の種類は存在しないが、既述の注釈つきで刊行されたテキストと同類とみなしている、と解される（RDA 6.27.1.6 を参照）。

5.1.2 美術作品

a. 美術作品の改作（21.16）

AACR2 では、改作者に対する標目の下に記入し、原作品に対して N 型の副出記入を作成する。なお、特定美術作品の複製は、もちろん原作品に対する標目の下に基本記入を作成するが、それとともに複製に責任を有する者に対する標目の下に副出記入を作成する。

RDA では、改作作品の記録中に原作品との関連を “*Adaptation of:* [原作品に関する AAP]”（25.1.1.3 例示）のように表現する。しかし付録 J.2 には原作品・改作作品間の関連指示子はない。既述の 5.1.1a.テキストの翻案にならって、カタログガーが追加する必要がある（既述の関連指示子の指針、「列挙されている用語が不適切、不十分であれば、別の簡略な用語を使う。」を参照）。特定美術作品の複製は、[f]の外の付録 J.4.2、即ち体现形の等価の関連に位置付けられる。

b. 2 以上の美術作品の複製（21.17）

AACR2 では、1 芸術家の複数作品の複製と、その芸術家や作品に関するテキストから成る著作は、主情報源での責任表示の表現によって、基本・副出記入間の選択が決まる。

RDA では、この型の著作を既述の注釈付きで刊行されたテキストと同類とみなしている、と解される（RDA 6.27.1.6 を参照）。

5.1.3 音楽作品

a. 音楽作品（21.18）

AACR2 では、編曲等は編曲者等に対する標目の下に副出記入を作成する。また改作は原作品に対して N 型の副出記入を作成し、改作が特定作品に依拠する以外の仕方では 1 作曲者の音楽に関わっている場合は、その作曲者に対する標目の下に副出記入を作成する。

RDA では、編曲等は原著の表現形として第 17 章に従う。関連指示子は「編曲者」である（付表 4 を参照）。改作は 25.1.1.3 において、その記録中に原作品との関連を “*Musical variations based on:* [原作品に関する AAP]” のように表現する例示があり、付録 J.2 には関連指示子もある。

b. 歌詞を含む音楽作品 (21.19)

AACR2では、作曲者に対する標目の下に基本記入を作成した上で、歌詞の著作者（原語は **writer**。テキスト部分の執筆者と定義できる）の著作が当該記述対象に完全に表示されている場合は、著作者に対する標目の下に A 型の副出記入を、歌詞が別のテキストに基づいている場合は、原著に対する標目の下に N 型の副出記入を作成する。ただし、歌劇の台本については後述の「6. 関連著作 (21.28)」を参照。パスティッチョとバラッド・オペラ等についての副出規定 2 つは、著作の特殊さに照らして言及を省くこととするが、AACR2ではこれらの他に、特定著作者（例えばシェークスピア）のテキストに付けた、ときに時代も異なる様々な作曲者の音楽作品の合集は、その著作者に対する標目の下に副出記入を作成するよう規定している。

RDAでは、19.2.1.3の例示のカテゴリー「異なる役割を果たし、著作の創造に責任を有する2以上の個人・家族・団体」（付表1を参照）に従って、記述を作曲者と歌詞の著作者の双方に対する各AAPと関連付ける。また、振付者を脇に置いて音楽作品とシナリオ・台本等を付録J.2の派生の関連としてリンクすることも可能である。特定著作者のテキストに付けた様々な作曲者の音楽作品の集合も、記述を作曲者（複数）と著作者の双方に対する各AAPと関連付けることは変わらない。

c. バレーなどのためのセッティング (21.20)

ここでいうセッティングとは、文字著作を基礎とする音楽作品であって、しかも前条の歌詞を含む音楽作品以外のものと解すべきである。AACR2では、作曲者に対する標目の下に基本記入を作成し、振付者およびシナリオ・台本等の作者に対する標目の下に副出記入を作成する。

RDAでは、19.2.1.3の例示のカテゴリー「異なる役割を果たし、著作の創造に責任を有する2以上の個人・家族・団体」（付表1を参照）に従って、記述を作曲者、振付者、シナリオ・台本等の作者すべてに対する各AAPと関連付ける。また、振付者を脇に置いて音楽作品とシナリオ・台本等を付録J.2の派生の関連としてリンクすることも可能である。

d. 伴奏などが付加された音楽作品 (21.21)

ある曲に伴奏や声部が付加された作品は、AACR2では、原曲の作曲者に対する標目の下に基本記入を作成し、付加した作曲者に対する標目の下に副出記入を作成する。RDAでは、原著の表現形に関する記録を作成し（付表1の20.2.1.3を参照）、原曲に付加した作曲者を関連付ける（付表4を参照）。

5.1.4 録音物 (21.23)

AACR2のこの箇条の副出規定7つは、すべて員数に関わる規定なので取り上げない。

5.2 新しい著作における責任性の混合

責任の混合が同時進行で生じた著作である。

a. 芸術家と著作者との共同著作 (21.24)

AACR2では、芸術家と著作者のうち主情報源で後ろに表示されている方が副出記入に回

るが、RDA では次例のように両者は対等に関連付けられる。

Williams, Aaron (cartoonist) ←著作者

Staples, Fiora ←芸術家

Authorized access points representing the creators for: North 40 / Aaron Williams, writer ; Fiona Staples, artist. (19.2.1.3)

ただし、著作者に関して、付表 2 の著作と関連を有する創作者のための関連指示子中のどれを使用するかは分明でない。表にない関連指示子を追加したうえで関連付けられると思われる。

b. インタビューまたは意見交換の報告 (21.25)

AACR2 では会見者と被会見者の発言内容の従属的な方が副出記入に回るが、RDA では次の例示のとおり両者が対等であり、著作と関連を有する創作者のための関連指示子にも、ともに含まれている。また、表現形と関連を有する寄与者のための関連指示子にも含まれている。

Shinozaki, Mamoru, 1908-1991 ←被会見者

Lim, Yoon Lin ←会見者

Authorized access points representing the creators for: My wartime experiences in Singapore / Mamoru Shinozaki ; interviewed by Lim Yoon Lin (19.2.1.3)

c. 心霊との交信 (21.26)

AACR2 での副出記入作成の対象である霊媒 (medium) は、RDA では付録 I.2.2 に挙げられている。付表 3 を参照。

d. 学術的な討論 (21.27)

ヨーロッパ中世の大学の授業形態だった討論に関して、AACR2 でのレスポンドントは副出記入だったが、RDA ではプラエセスとともに創作者として、付録 I.2.1 に挙げられている (定義は「学術的討議において、プラエセスによって提出された論文を弁護またはそれに反論する学位取得希望者」である)。付表 2 を参照。

6. 関連著作 (21.28)

AACR2 のこの箇条は、現在から見ると RDA 後半の関連の部の先駆けとして興味深い。本条では、以下の関連著作をそれ自体で自立した著作として記述し、原著に対して副出記入を作成する。

続きもの (continuation) および続編 (sequel)、補遺、索引、用語索引、戯曲作品の付随音楽、カデンツァ、シナリオ・映画劇 (screenplay) 等、振付け、曲が付けられた歌劇の台本等のテキスト、サブシリーズ、逐次刊行物の特別号、逐次刊行物からの抜粋の合集

ただし、歌劇の台本等に関しては、関連著作に関する原則に従い台本作家を基本記入とし作曲者を N 型の副出記入としつつも、それを逆転させる別法をも設けている。例えば、ホフマンスタールが台本を執筆しリヒャルト・シュトラウスが作曲した「ばらの騎士」の、台本の副出記入は本則によると **Strauss, Richard** であり、別法によると **Hofmannsthal, Hugo von** である。

RDA では、原著と関連著作を相互に対等に扱うことは変わらず、原著とその続きものおよび続編は付録 J.2 での連続の関連として、原著と補遺から振付けまでは付録 J.2 の付属の関連として関連付ける。歌劇の台本等を後回しにして、サブシリーズは J.2 の全体・部分の関連として扱われ、逐次刊行物の特別号は [f] の範囲外である J.4 の体現形の全体・部分の関連として扱われている。最後の逐次刊行物からの抜粋の合集は関連指示子のリストに見当たらないが、J.2 の全体・部分の関連としてよいであろう。

RDA は、歌劇とその台本を、J.2 の付属の関連の下位である相互補完の関連に位置付けている。なお、台本を伴う音楽作品の AAP は、作曲者の AAP と作品の優先タイトルとを結合した形で構築する (6.28.1.2)。また、これと別に台本単独に対する異形アクセス・ポイントとして、次の 4 部分から成る形を構築する。即ち、作曲者の AAP+音楽作品の優先タイトル+Libretto+その他である (6.27.4.2)。

7. 本体部分の前後に存在する規定

7.1 本体部分以前の規定 (21.0-21.3)

AACR2 のこの箇所は通則的規定のグループで、副出規定のうち「21.1B 団体の下の記入」、「21.1C1 タイトルの下の記入」、「21.2 本タイトルの変更」にある 5 つは、実質的に 21.30 への参照であり次項で触れる。残りの「21.3 著作に責任を有する個人または団体の変更」の副出規定の趣旨は、以下のとおりである。複数巻のモノグラフの部分間で責任性に変更がある場合、最初の部分に対して適切な標目の下に基本記入を作成した後に、後続の部分で別の個人や団体が優勢となるときは、その個人または団体の下に副出記入を作成する。

これに対応する RDA の規定は、18.4.2 「責任性の変更」の 18.4.2.1 「複数巻から成る単行資料」における次の規定である。複数巻から成る単行資料の後続部分の間に責任の変更があり、その変更がアクセスにとって重要と考えられる場合は、後続部分と結び付く個人・家族・団体に対して、アクセス・ポイントを付加する。

7.2 本体部分以後の規定 (21.29-21.30)

AACR2 のこの箇所は規則内の副出規定を一括しているが、追加された部分もあり、それらの主なものは次のようである。

- a. 逐次刊行物の編者 (30D)
- b. 出版者 (30E)
- c. 書簡集の名宛人などの名称 (30F, H)

- d. 本タイトルなど (30J)
- e. シリーズ、記述対象中の 1 著作 (30L, M)

RDA の規定では、a は著作の集合に属し（「4.合集および編者の指揮のもとに作成された著作」を参照）、b は体现形と関連付けられる。c の一部は非創作者として著作と結び付けられ（付表 3 を参照）、d は非統制形アクセス・ポイントとなる。そして e は付録 J.2 の上位・下位の関連として扱われる。

おわりに

これで「既存の目録規則の副出記入による資料の検索は、RDA 適用下においても可能か、可能ならばどのように可能か。」との問いに発する吟味を終える。その結果、AACR2 と RDA との対応関係はかなり錯綜していて、それを把握することは時に容易でないことが明らかとなった。明確にする改善策はないだろうか。以下に、RDA の 2 種の要素の活用を提案して、拙稿を閉じる。

第 1 は、異形アクセス・ポイントである。そもそも現在このアクセス・ポイントには、単に典拠形アクセス・ポイント以外のアクセス・ポイントというネガティブな性格しか与えられておらず、その役割の解析と展開は不十分である。この半空白状態に一石を投じる意味でも、以下の提案をしたい。「5.1.1 テキストの改変」の「a. テキストの翻案(21.10)」で述べたように、RDA には原著・翻案間の関連指示子があるものの、これは原著・翻案とともに所蔵しそのデータが目録中に存在していることが前提であり、他方 AACR2 の副出記入にそのような制約はない。そこで、所蔵の有無と無関係に原著者から検索できる手段を、異形アクセス・ポイントとして形成する。「5.1.1 テキストの改変」中に取り上げた諸著作のうち、各種の原著者、原画家、原作曲者の検索に、この類の異形アクセス・ポイントが有効と思われる。

第 2 に、著作と関連を有する非創作者のための関連指示子（付表 3）は、これにより記念論文集が被記念者と関連付けられるなど有益であるが、カタログラーはこのリストを活用すべく指示子の追加を企ててよいと思われる。例えば、誤ってまたは故意に特定著作の著者に帰せられている個人・家族・団体（1.a を参照）のために、attributed creator（訳語未定）という関連指示子を追加して、著作と結び付けてはどうであろうか。

付表 1 例示のカテゴリー

19.2.1.3 創作者の記録における例示のカテゴリー（抜粋）

著作の創造に責任を有する 1 個人

同一の役割を果たし、著作の創造に責任を有する 2 以上の個人・家族・団体

異なる役割を果たし、著作の創造に責任を有する 2 以上の個人・家族・団体

既存の著作に基づく新しい著作の創造に責任を有する個人・家族・団体

(注 19.3.1.3 非創作者の記録の例示には、カテゴリーはない。)

20.2.1.3 寄与者の記録における例示のカテゴリー (抜粋)

編曲者
編者
追加された注釈などの著作者
追加された伴奏などの作曲者
挿図画家
訳者
演奏・演技者

付表 2 著作と関連を有する創作者のための関連指示子 (付録 I.2.1) (全)

会見者
建築家 (下位の指示子: 景観設計者)
作曲者
自主映画製作者
写真家
地図製作者
著者 (下位の指示子: 脚本家、作詞家、台本作家等)
デザイナー
発布者
発明者
被会見者
美術家 (下位の指示子: 書家、装丁者、彫刻家)
プラエセス
振付者
プログラマー
編纂者
レスポンドント

付表 3 著作と関連を有する非創作者のための関連指示子 (付録 I.2.2) (抜粋)

責任刊行団体 (issuing body)
ディレクター (下位の指示子: 映画監督 (film director)、テレビ・ディレクター、ラジオ・ディレクター)
名宛人
被記念者
プロデューサー (下位の指示子: 映画プロデューサー、テレビ・プロデューサー、ラジ

オ・プロデューサー)
霊媒

付表 4 表現形と関連を有する寄与者のための関連指示子（付録 I.3.1）（抜粋）

演奏・演技者（下位の指示子：歌手等多数）

会見者

挿図画家

作曲者

地図製作者

内容補足者（下位の指示子：注釈補足著作者等）

被会見者

編曲者

編者

訳者

（一部は、創作者として著作と結び付く個人・家族・団体の関連指示子と重複する。）

注

- 1) 第 25 章の 3 箇所に副出規定があるが、内 2 つは第 21 章への参照であり、1 つは分出記入の作成を求める規定である。
- 2) 古川肇「『英米目録規則』第 2 版 1988 年版：その改訂内容の紹介」『整理技術研究』28: 50. 1991.2

（ふるかわ はじめ）
（2016年3月20日受付）
（2016年3月27日受理）